

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、福山市DV等相談業務に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めたので、同条第2項並びに令第167条の6第1項及び福山市契約規則（昭和41年規則第13号。以下「規則」という。）第27条の規定により公告します。

2026年（令和8年）2月26日

福山市長 枝 広 直 幹



1 競争入札に付する事項

(1) 業務名

DV等相談業務

(2) 履行の内容等

別に配布する仕様書等による。

(3) 履行期間

2026年（令和8年）4月1日から2027年（令和9年）3月31日まで

(4) 履行場所

発注者の指定する本庁舎内の場所

2 入札参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たす者で、入札参加資格の確認において、その資格があると認められた者とする。

(1) 広島県内に事業所（主たる事務所又は事務所等）を有していること。

(2) 社会福祉法人、特定非営利活動法人等（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等を除く。）の法人格を持つこと。

(3) 2021年度（令和3年度）以降、DV等の相談業務の実績を有する団体であること。

(4) 相談員を4人以上有し、うち相談業務に5年以上従事した経験を有する者が2人以上いること。

(5) 仕様書の条件を満たしていること

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

- (8) この業務の公告の日から落札決定の日までのいずれの日においても、福山市の指名除外又は指名留保期間中ではない者であること。
- (9) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (10) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (11) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで及び第6号の規定に該当していないこと。

### 3 入札参加資格審査の申請書類

この入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（様式1号）の提出と併せて、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、次の（2）から（5）までに掲げる書類は、申請書を提出する日の3か月前の日以後に発行されたものを添付すること。

- (1) 一般競争入札参加資格審査申請書類確認書（様式2号）
- (2) 商業登記簿謄本（写しでも可。）
- (3) 福山市税の完納証明書（写しでも可。本市に納付すべき市税の滞納がないことを証明したもの。ただし、本市における納税義務のないものは、申立書（様式3号）を提出すること。）
- (4) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書（写しでも可。）
- (5) 印鑑証明書（原本）
- (6) 使用印鑑届（様式4号。実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。）
- (7) 申請日の属する事業年度の直前の事業年度の財務諸表（法人の場合は、直前1事業年度の「貸借対照表」、「損益計算書」、「株主資本等変動計算書」及び「注記表」の写し。特定非営利活動法人は「活動報告書」も添付）
- (8) 業務実績調書（委託契約関係書類の写し等、DV等相談業務を行った実績を証明する書類）（様式5号）
- (9) 相談員名簿（経験年数が分かるもの）（様式6号）
- (10) 誓約書（様式7号）
- (11) 委任状（様式9号。入札、契約締結等に関する権限を支店長等に委任する場合に提出すること。）
- (12) 資格確認結果通知書等の送付用封筒（長形3号封筒に宛先を記入の上、切手410円分を貼付し、「速達」と朱書きすること。）

### 4 入札に関する質疑

- (1) 本件に関して質疑がある場合は、質問書（様式8号）により、電子メールで提出すること。電子メールの件名は「DV等相談業務に関する質問」とすること。照会先は「17 担当部署」のとおり。
- (2) (1) の受付は、3月3日（火）午後5時までとする。

- (3) 質疑に対する回答は、2026年(令和8年)3月6日(金)までに、福山市ホームページに掲載する。

## 5 入札参加資格審査申請書類の提出手続

### (1) 提出期間

2026年(令和8年)2月26日(木)から3月11日(水)まで(福山市の休日を定める条例(平成元年条例第29号)第1条第1項に規定する市の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までの間とする。

### (2) 提出方法

申請書の提出は、持参、郵便又は信書便(郵便又は信書便の場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(以下「書留郵便等」という。))により提出すること。書留郵便等の場合において、2026年(令和8年)3月11日(水)午後5時15分までに必着させること。

### (3) 提出先

「17 担当部署」に同じ。

※申請書は、福山市ホームページ(<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>)からダウンロードすることができる。

## 6 入札参加資格確認の結果通知

- (1) 入札参加資格確認の結果については、2026年(令和8年)3月13日(金)までに書面により資格確認結果通知書を発送する。なお、入札参加資格がないと認められた者には、その理由を記載する。
- (2) 入札参加資格を有するとの決定を受けた者(以下「入札参加資格者」という。)以外は、この入札に参加することができない。

## 7 入札参加資格の喪失

- (1) 入札参加資格者が次のいずれかに該当するときは、入札に参加することができない。
- ア 上記「2 入札参加資格要件」を満たさなくなったとき。
  - イ 入札参加資格申請書類について虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。
- (2) 上記前項の規定により入札参加資格者が入札に参加できなくなったときは、当該入札参加資格者に対して、その旨を通知するものとする。

## 8 辞退について

入札参加資格審査の申請を行った者は、入札辞退届(様式10号)を開札日前日までに直接持参(書留郵便等による場合にあつては、開札日の前日までに到達するものに限る。)することで

入札を辞退することができる。入札執行中にある場合は、辞退の旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出すること。

## 9 入札書の作成方法

- (1) 入札書の記入は、委託入札書（様式 12 号）によること。
- (2) 入札金額の訂正は認めない。また、提出した入札書の引換え、変更及び取消しをすることはできない。
- (3) 入札参加者又はその代理人（以下「入札参加者等」という。）は、仕様書、本入札説明書、要綱を十分考慮して入札金額を見積るものとする。仕様書等についての不知又は不明を理由として入札後に異議を申し立てることはできない。
- (4) 入札書に記載する金額は、業務の履行に必要な全ての経費を含めて見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とすること。

## 10 入札及び開札の日時等

- (1) 入札書の提出  
開札の日時・場所に持参すること。
- (2) 開札の日時及び場所
  - ア 日時  
2026年（令和8年）3月18日（水）午前11時
  - イ 場所  
福山市東桜町3番5号  
福山市役所 東棟1階 若者・くらしの悩み相談課相談室
- (3) 開札は、入札参加者等が出席して行うものとする。
- (4) 入札室（福山市役所東棟1階若者・くらしの悩み相談課相談室をいう。以下同じ。）には、入札参加者等、入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入室することができない。
- (5) 入札参加者等は、開札の時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者等は、本人であることを証明するに足る証明書（社員証等）を携行し、入札関係職員から求められた場合は提示しなければならない。また、代理人の場合は、委任状（様式 11 号）を提出しなければならない。
- (7) 入札参加者等は、特にやむを得ない事情があると認められる場合を除き、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次のいずれかに該当する者は、当該入札室から退室させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための連合をした者

## 11 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。この場合における損害は入札者の負担とする。

なお、入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行う場合には、福山市のホームページ (<http://www.city.fukuyama.hiroshima.jp>) の「担当部署でさがす」→「若者・くらしの悩み相談課」→「お知らせ」に掲載するので入札前に確認すること。

## 12 無効とする入札

次の入札は、無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効の入札をした者は、これに参加することができない。

- (1) 入札参加資格を有しない者が入札したとき。
- (2) 入札が、取り消すことができる無能力者の意思表示であるとき。
- (3) 契約担当職員において定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (4) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (5) 他人の代理を兼ね、又は2以上を代理して入札をしたとき。
- (6) 入札者が連合して入札をしたときその他入札に際して不正の行為があったとき。
- (7) 入札書に記名押印がなかったとき。
- (8) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (9) 金額を訂正した入札をしたとき。
- (10) 再度の入札をした場合においてその入札が1であるとき。
- (11) 指定された方法以外により入札書を提出したとき。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、規則又は特に指定した事項に違反したとき。

## 13 落札者の決定

- (1) 地方自治法施行令第167条の10第2項（最低制限価格の設定）により決定する。最低制限価格の設定基準は、予定価格の100分の60を下らないこととする。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。
- (3) 入札価格が最低制限価格未満の入札者は、落札者となれない。また、再度入札に参加することはできない。
- (4) 開札の結果、落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとする。
- (5) (4) の同価の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (6) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で入札書を提出した者がいないときは、直ちに再度又は再々度の入札を行う。
- (7) 再度の入札は2回まで（初回の入札を含めて3回まで）とする。この結果、落札候補者が

ない場合は、入札を打ち切る。

#### 14 入札違約金

落札者が指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札決定を取り消すとともに、落札金額（落札者が落札の際に入札した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を入札違約金として納めるものとする。

#### 15 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者等は、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札の作成に要した費用については、全ての入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

#### 16 その他

##### (1) 契約の締結

ア 落札者は、2026年（令和8年）4月1日に契約を締結するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りではない。

イ 契約担当職員が契約の相手とともに契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

ウ 契約書は2通作成し、各自1通を所持するものとする。

##### (2) 契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (3) 入札保証金及び契約保証金

免除する。

#### 17 担当部署

720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市市民局まちづくり推進部若者・くらしの悩み相談課

TEL (084) 928-1297 (直通)

電子メール wakamono-kurashi@city.fukuyama.hiroshima.jp

#### 18 予算成立条件

この入札案件は、2026年（令和8年）3月議会で関係予算の議決を得られなかったときは取り消すものとする。